

## 令和元年度第1回日高市環境審議会議事録

日時	令和元年7月2日(火) 午前10時30分から午後0時30分まで
場所	日高市役所 3階 301会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	市長、行成美知代委員、立花知子委員、横手澄男委員、高根廣作委員、中山貞男委員、富沢光子委員、大林邦生委員、石野眞菜委員、大澤尚委員
欠席者	西秀美委員、山田雅子委員、小島恵美委員、遠藤くに子委員、日詰浩司委員
事務局	関市民生活部長、相磯環境課長、稲垣生活環境担当主幹、大沢廃棄物対策担当主幹、西嶋廃棄物対策担当主査、柳戸生活環境担当主査、吉川生活環境担当主査
説明員	事務局
傍聴者	1名
担当部署	市民生活部環境課
議事	○報告事項 (1) 令和元年度環境課の事業について (2) 太陽光発電設備に関する条例の制定に向けた準備について (3) 平成30年度 日高市のごみ処理状況について
会議資料	資料1 令和元年度環境課の事業について 資料2 太陽光発電設備に関する条例の制定に向けた準備について 資料3 平成30年度 日高市のごみ処理状況について
	事務局：(事務連絡) <ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料の確認</li> <li>・出席人数9名 日高市環境審議会条例第6条第2項の規定により審議会が成立することを報告。</li> </ul> <p>【開会】</p> <p>会 長： (あいさつ)</p> <p>市 長： (あいさつ)</p> <p>【議事】</p> <p>議 長： 本日、報告事項は3件ございます。  はじめに、議題の「令和元年度環境課の事業について」でござ  います。</p>

	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局： 環境課長より説明。 （資料1に基づき説明）</p> <p>議長： ただいま、説明いただいた事業内容について質問等ございましたらお願いします。</p> <p>委員： 鳥獣対策事業ですが、アライグマだけが対象で、猪や鹿は対象ではないのですか。</p> <p>事務局： 特定外来生物としてアライグマを指定しています。</p> <p>委員： （アライグマ以外）補助金を出していますか。</p> <p>事務局： 猪や鹿は産業振興課が農業対策として担当しています。特定外来生物のアライグマの捕獲と駆除は環境課が対応しています。</p> <p>委員： 清流対策費の中の清流保全対策事業について、ウグイの放流事業が高麗川の清流につながることに疑問を感じています。その理由は、高麗川にウグイを放流しても、川鵜の餌となっている状況が見られるためです。魚の放流ではなく、魚の住める環境づくりを実施しないと川の清流は守れないのではないかと感じています。具体的方法として、巾着田の川の流れをあげます。川は右岸に沿って流れて右岸側を浸食していますが、この流れを左岸側の方にも流れを作ってあげることで右岸にぶつかる水量を減らし浸食を遅らせることができると思います。このような対策により川の様子を 30 年前の高麗川に近いような流れにします。そこに住む水生昆虫が増え、水生昆虫の増加によって魚が増え、魚をねらってカワセミが来るという形で一つの生態系のいい循環ができます。この対策のように、直接、本来の環境がどうあるべきかを考えていくような施策を練ったほうがウグイの放流よりも高麗川に対する思いやりが出てくると思います。</p> <p>もう一点、緑の保全推進事業ですが、里山保全の森づくりとして日和田山はサポーターの方々により保全されていますが、日高市内の水田に関しては減り続け、休耕田が増え荒れてきています。上鹿山から女影にある休耕田の対策をしていくことで日高の自然が良い方向に変わるのではと感じます。具体的対策が必要な時期に来ていると思います。</p> <p>議長： 今、2点のご質問がございました。お答えをお願いします。</p> <p>事務局： ご提案いただいた具体的な対策が必要ということですが、予算の中で主旨が反映できるよう研究をしてみたいと思います。また、ご指導をお願いします。</p>
--	--

議長： 中鹿山区でも休耕田がたくさんあり、草刈の光景をよく見かけます。他の委員さんはどのようにお考えでしょうか。

委員： 農業後継者が不足し、国でも意欲ある人に使ってもらおうとか、農地をまとめて一農地プラン、旭ヶ丘で意欲のある人に取り組んでもらう形など多方面から考えていますが、全国的に遊休農地が増え続けていますので農業委員が一生懸命になって対策をしているところがございます。

議長： ぜひ、皆さんで討論して改善策を考えて頂きたいと思います。

委員： 清流対策費の生活対策事業ですが、合併処理浄化槽への転換が順調に進んでいるという内容が、この前の審議会でありましたが、それ以降の進捗状況をお教えてください。

事務局： 毎年、50件分の予算を連続でクリアしていますので、進捗は順調でございます。

委員： それに関連した話ですが、昔、小畔川は生活排水からのヘドロがひどく、夏場渇水期には悪臭が漂っていましたが、現在は浄化槽や下水道によって、川の水がきれいになり、オイカワなどの小魚が泳いでいます。また、カワセミが巣を作り住みついている状況も見られます。昔の農業用水として使ったような小さな川にも目を向けるような調査が必要だと思います。調査結果により、川にはカワセミや小魚がいるといった情報を得られれば、市民まつりで情報提供することで生活排水の改善や環境の改善の重要性を訴えられると思っています。また、川がきれいになり、小畔川や南小畔川の遊歩道が整備されれば、散策する人も増えると思いますので、今後は環境に訴えていくことが大事であると感じています。

事務局： ご提案内容のPRを通じて、合併処理浄化槽の転換促進を啓発していくことが重要だと思います。また、予算だけでなく市が環境改善を示していくことで転換促進につながると感じます。

委員： 未処理の生活排水を出さないことで環境が改善され、自然環境が良くなることだと思うので、PRをしていただきたいと思います。

もう一点ですが、資源回収量の減少に対する対策をしなければならぬという考え方をしなくても良いと思います。最近、新聞を購読する世帯が減り、新聞販売店が定期的に各戸を回って、古新聞を回収しています。そして、回収した新聞と交換にトイレトペーパーを置いていきます。ある地区の例をあげると高齢化が

進んでいるため、自治会が回収しています。ただし、回収場所まで運んでいくのは大変だし、処理が上手くできなくて、1カ月分をまとめ保存していることも負担になっています。すぐ回収してもらえる業者に出す方も増えています。新聞だけでなく、段ボール等も回収して頂けます。要するに可燃ごみを収集日に出すことが抑制されれば、ごみの減量化につながると思います。ただ単に集団資源回収が減っているので頑張らなくてはいけないという一方的な見方をしなくてもよいのではと思っています。

事務局： 後に資料で説明しますが、集団資源回収の登録団体、実施回数は減っていません。しかし、回収量が減っています。理由として新聞を読む家庭や雑誌を読む人が減少していることによります。また、新聞屋販売店の回収やスーパーマーケットの回収ステーションなど紙を出す機会が増えているため、集団資源回収としての回収量が減っている傾向にあります。紙を回収する場所について、全部は把握していませんが、回収する場所が増えたことが、集団資源回収量が減った原因であると思います。

委員： ペットボトルや新聞紙の回収ボックスを見たことがあります。利用者はポイントが得られ、そのポイントを使ってスーパーマーケットで買い物ができます。

議長： 家庭ごみを減らす工夫ができれば、集団資源の回収量が増えなくてもよい気がします。他に意見はございますか。

委員： チップ化事業について、高麗川中東の街路樹や日高図書館裏の桜並木で見られますが、事業の進捗状況を教えて頂けますか。

事務局： シルバー人材センターに委託し、市が集めたものをチップ化し、公共施設で活用します。活用場所として、図書館敷地内や出入口脇南側公園の花壇、児童ふれあいセンター、保育所などの公共施設の要望がある場所にチップを敷いています。

委員： 集めたチップと利用先で使うチップの量が等しくなりますか。

事務局： チップの需要と供給にはムラがあり、マッチングしないこともあります。チップがあまる傾向にありますが、そういう場合には堆肥化など別の方法で利用いたします。

—他に意見なし—

議長： 他に意見が無いようでしたら、報告事項の（１）「令和元年度環境課の事業について」はこれで終了いたします。

続きまして報告事項（２）「太陽光発電設備に関する条例の制定に向けた準備について」でございます。

	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局： 環境課長より説明。 (資料2と図面・表に基づき説明)</p> <p>議長： ただいま、事務局からご説明がありましたが、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>委員： 高麗本郷地区にメガソーラーを作ることで、何が得られて何を失われるかという問題があります。太陽光発電の再生エネルギーのことだけを考えれば、日本でも世界でもこの方法が一番普及した方法だと思いますが、我々にとってはあの場所にあれだけ大きなものができることで、余りにも失うものが大きすぎるということは明確でございます。森林を切り開いて設置することで、土砂災害を誘引し、動植物の生息区域がなくなります。また、非常に大事なのは景観のことです。今、日高は「遠足の聖地」ということで、子ども達だけでなく大人も日和田山周辺に来ます。逆側の飯能側の多峯主山(とうのすやま)から見た時に、メガソーラーが出来てしまうと、景観を崩してしまうことが明確でございます。これは私から見ると完全に反対する以外はないと思います。また、資料の中で同意と記載があり、市長の同意を得ることとなっておりますが、この中には地域住民の同意ということも含まれていますか。</p> <p>事務局： 手続きは届出を市長に出して市長が行政指導として行います。この条例自体が民意を得ていることとなります。地域住民が同意するというものではありません。</p> <p>委員： 市では、何か問題が生じた時には地域住民と十分な話し合いの中で地域住民の考えを十分把握した上での市長の同意という解釈ですね。</p> <p>事務局： 届出前には地域住民の説明会を実施し、意見を聞いていただくことを条件としています。その意見を全て精査し、内容の報告が届出の中に含まれます。市への届出をしたときには、地域住民の意見が把握できる仕組みと考えています。</p> <p>委員： 骨子案では、市長が同意するかしないかは、特定保護区域に含まれているかいないかだと思いますが、そのことと住民の同意はリンクしますか。</p> <p>事務局： 表の中で示している部分も市長が同意しない部分であります。</p> <p>委員： 場所により決まるのでしょうか。</p> <p>事務局： 同意しない場所は図面と表で示している部分が全てですが、各</p>
--	--

	<p>法律等に基づいて指定しています。日高市が現在該当しない部分も入っています。</p> <p>委員： 何かの法律で定められたエリアだと思いますが、それ以外の場所では市長の同意は必要ないのですか。</p> <p>事務局： 面積要件を満たし、総発電出力が 50 キロワット以上でしたら届出をし、同意を得る必要があります。ガイドラインに示したところについては、条例に基づく届出が不要な部分になります。保護区域とその他の区域の総発電出力 50 キロワット未満については、ガイドラインの適用や法に基づくガイドライン上の届出を求めます。</p> <p>委員： 表のその他の区域で 50 キロワット以上、事業区域 1000 平方メートル以上について、周辺の住民のご意見として、反対だとしても市長が同意せざるを得ないのでしょうか。その時は同意をしないのでしょうか。</p> <p>事務局： 住民との協調を持つことが前提です。一番大事なのは住民との協調と考えています。ガイドラインでも条例でもそこは変わらない部分です。</p> <p>委員： この区域が含まれる場合に同意しないというのは明確な表現です。同意にあたり必要な意見という書き方だと、住民の同意が無い状態で市長が同意をしないことができるように条文を組み立てられると思います。</p> <p>事務局： 基本的には、再生可能エネルギー自体は推進する部分がございます。一定のエリアは設置できませんが、その他のエリアでは推進をしなければならない部分があります。市内全域が設置できないということだけでなく、地元の説明会で住民に対して理解を得てくださいということを事業者に促して、理解が得られたという結果を受けたら同意するものです。結果が得られない場合は、同意しかねるというものであります。</p> <p>委員： 順番として説明会を先にして、内容によっては、再度、説明会を実施してもらうこともありますか。</p> <p>事務局： そういうこともあり得ます。</p> <p>委員： 何を説明し、何の了解を得なさいという指示を、どこの段階で事業者に示すのですか。勝手に実施した内容をつけてきて、それを審査するのは順番としては疑問に思います。</p> <p>事務局： 開発事業を進める上で、事業者が環境課に事前相談に来ます。予定の事業内容、時期や場所の話から始まります。その中で条例</p>
--	---

やガイドラインの存在を示すこととなります。

委員： 事前相談の段階で、指示とやるべきことを示すのですか。

事務局： そういう流れが通常ですが、国の認定をもらって、どんどん進めている事例もありますので、国の認定情報は、しっかりチェックしていくことが必要と考えています。

委員： 年度末までに開始を考えている事業者が、かなり急いで動いていると思います。事業者が動いてしまった後で作った条例では、かける意味が問われるので注意が必要だと思います。

事務局： どの時点で有効になるかは、課題として捉えます。県と情報共有を密にしながら進めます。実態調査と事前の状況把握に努めながら事前相談の中で考えていきます。

議長： 十分な準備をお願いします。

委員： 条文だと文章が言い切りの形になっていますが。

事務局： 条例案では精査をまいります。

委員： この条例案は、特定保護区域や保護区域では設置を認めないこととし、その他の区域での設置は、住民の説明会や届出等の条件を整えた場合には同意する条例を作成するという意味ですね。

この私有地が含まれると私有地の権利者の利益、不利益が関わってくると思いますが、市政の向かう先として条例は必要だと思います。規制をかけないと、売電単価が安くなる前に駆け込みで着工ありきみみたいな乱暴な事業者も出てきているので、早く条例で抑える必要性があると思います。

災害時、防災で電力供給が途絶えた時には、保証する目的もあるような言い方をする事業者がほとんどだと思います。今回の場所のように、土砂崩れを誘引するような立地条件で、急激で無理な開発で設置すれば、その施設そのものが災害の原因になり得ます。そうなれば、電力供給なんてとんでもない話となってくることだと思うので、この案にある特定保護区域、保護区域での設置を認めないとするのは早く必要だと思います。

委員： この条例を作成するにあたって、近隣や他の行政を参考としましたか。あるいは日高市独自のもので、条例自体が他市町村と比べると厳しい基準で作成しているのかをお聞かせください。

事務局： 埼玉県内の市町村にガイドラインはありますが、条例は一つもありません。県内で条例を作成するのは日高市が初めてですので、県外の状況を参考にしました。静岡県、岐阜県、和歌山県などの自治体を参考にして、日高市として必要な部分を取り入れていま

す。また、条例内容は届出制と許可制で分かります。日高市の場合、届出制で進めています。許可制の場合は、まず市内全域を禁止する中で、特別に許可するという性質のものです。日高市全域を禁止することは、再生可能エネルギー推進の観点から外れてしまうのではないかなどを検討した結果、届出制による同意制を採用しました。

議長： 3年ぐらい前に山梨に見学に行った時に巨大なメガソーラーを見ました。また、機会がありましたら調べます。

委員： 太陽光発電に反対ではありません、是非、進めていただきたい事業だと思って自宅の屋根にも載っています。そういう意味ではメガソーラーを含めた太陽光発電そのものの事業の推進は大賛成です。先ほど反対の発言をしたのは、設置場所や設置環境を十分考えていない開発のことです。

事務局： 議会でも答弁していますが、適所があると考えていますので、そういった部分を精査しました。なお、建物の上の太陽光パネルは、この条例の適用範囲ではございません。

—他に意見なし—

議長： 他に意見がないようでしたら報告事項（2）「太陽光発電設備に関する条例の制定に向けた準備について」は終了いたします。続きまして報告事項（3）「平成30年度 日高市のごみ処理状況について」でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局： 担当より説明。

（資料3に基づき説明）

議長： 事務局からご説明がありましたが、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員： ごみを減量化するため、コンポストを使うなど協力しています。

委員： 私の住んでいる地区では、木の剪定枝を出す希望の方は回覧に書いてくださいということで登録しました。集積所には、枝だけでなく、幹、株は出せますか。

事務局： 幹を出す場合には、太さを15cm以内にしてください。

委員： 私の地区には当番制があります。集積所に大きいごみが残され回収されなかったため、当番が引き上げました。そのごみには名前が記載されていなかったため困りました。15cm以内の太さであれば回収するということが分かったので、その内容で回覧をします。



事務局： ごみの出し方について、詳細は後程ご説明します。

委員： ごみ処理について、市では有料化しない考えのようですが、ごみの減量化に向けて冊子やパンフレットを作成し、地道な努力をすることが大切だと思っています。取材でいろんな場所に行き、ごみ減量化の啓発活動している市町村を見かけますが、市民が分かるような形でアピールをしていくことが大切です。行政で啓発活動をし、市民も注意していくことが、ごみの減量化に繋がることと思います。

—他に意見なし—

議長： 他に意見が無いようなので、報告事項（3）「平成30年度 日高市のごみ処理状況について」は終わります。議事については以上になります。本日の議事はこれで終了します。委員の皆様には長時間ありがとうございました。

【その他】

—事務局より事務連絡—

【閉会】

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。また、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。これをもちまして令和元年度第1回日高市環境審議会を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。